

江東区教育委員会事務局指導室
会計年度任用職員（学びスタンダード強化講師TT）の募集

令和8年度『学びスタンダード強化講師TT』の募集について

江東区教育委員会事務局指導室では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1. 募集内容

（1）職種

『学びスタンダード強化講師TT』（会計年度任用職員、地方公務員法の適用あり）

（2）募集人数

学びスタンダード強化講師T1・TT合わせて 30名程度

（3）勤務場所

江東区内の小中学校（義務教育学校含む、以下同じ）

※家族や親族が通学・在籍している学校では勤務ができません。

（4）主な職務内容

ア 授業進行の補助

※災害時には、割り振られた勤務時間において江東区地域防災計画等に定める各部の事務又は業務における補助等に従事していただきます。

2. 応募資格（求められる能力）

（1）必須項目

有効な教員免許の保有

※免許状取得見込み者（令和8年3月末）も申込可能です。

※養護教諭・栄養教諭免許状は対象外です。

（2）求められる能力

ア 教職員と円滑なコミュニケーションが取れる方

イ 公務員としての服務規律を守り、児童・生徒への教科指導を行うことができる方

3. 任用期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

※原則として、採用後1か月間は「条件付採用期間」となります。

※令和9年4月1日以降、公募によらない再度任用への申込みが可能です。

ただし、1年以内の任用であり、令和9年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。

※学校の長期休業期間（夏季・冬季・春季）は原則として勤務がありません。そのため、時期によって報酬額に変動があります。

4. 勤務日数

週1日から5日

※実際の勤務日数は、勤務校の講師活用計画によります。

江東区教育委員会事務局指導室
会計年度任用職員（学びスタンダード強化講師TT）の募集

5. 勤務時間

原則、8時15分から16時45分の間で6時間以内（休憩時間除く）

※実際の勤務時間は勤務校の講師活用計画や学校との協議により、調整していただきます。

※空き時間に対する報酬は発生しません。

※所定勤務時間を超える勤務：なし

6. 報酬

（1）報酬形態

時間額（2,133円）

※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。

（2）通勤手当

上限55,000円

※居住地から勤務地までの距離や経路によって支給要件があるため、必ずしも申請通りの認定となるわけではありません。

※月途中からの任用の場合、任用開始月の通勤費は支給されません。

（3）期末手当

基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給されます。

7. 休暇等

（1）年次有給休暇

任用期間が6月以上の場合に年度単位で付与

（2）特別休暇

ア 有給もしくは無給 ※勤務条件等により判定されます。

病気休暇、公民権行使等休暇

イ 有給

妊娠出産休暇、慶弔休暇、夏季休暇

ウ 無給

母子保健検診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出生サポート休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、F（エフ）休暇（生理休暇）、子の看護等のための休暇、介護休暇 等

8. 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※勤務条件により加入対象外となる場合があります。

江東区教育委員会事務局指導室
会計年度任用職員（学びスタンダード強化講師T T）の募集

9. 応募方法

（1）応募書類

ア 会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）

※家族や親族が江東区内の小中学校に通学・在籍している場合はその旨を記入してください。

※勤務地等に希望がある場合は志望動機の欄に記入してください。

イ 教員免許状の写し（更新手続き等を行った場合には、その証明書の写しも含む）

（2）応募方法

下記「申込み・問い合わせ先」宛て持参または郵送

※申込書の返却はいたしません。

（3）応募期限

令和7年12月19日（金）必着

※応募数や定員の状況によっては応募期限が前後することがあります。

10. 選考

（1）選考方法

書類選考および面接評定

（2）面接実施日・場所

面接実施対象者に別途連絡

11. 注意事項

（1）地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募不可

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（2）本募集内容は、令和8年度の予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、任用できない場合があります。

12. 申込み・問い合わせ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

教育委員会事務局 指導室 事務係（区役所6階4番窓口）

電話番号 03-3647-9178